

が類れたので、めでたく母子の對面をとげたといふのである。この謠曲では、江沼郡敷地を菅生の一部と見てゐるのであらう。

シキジヨウジ 直乘寺 河北郡清水谷に在る。日蓮宗に屬し、五千部山と號する。文明十五年同郡車村寶乘寺九代壽量院日詮の創立であるといふ。

シキジヨウシゲ 敷地義茂 本姓狩野氏。通稱伊豆守。加賀の人。建武・曆應の交新田義貞に黨し、屢足利高經の軍と戦つた。これを金勝寺本太平記に伊豫守に作るものは非で、永和元年八月廿七日附足利義滿の教書にも狩野伊豆守義茂入道増光とある。

シキド 敷戸 鳳至郡下町野郷に屬する部落。

シキナイシヤ 式内社 (一) 加能の式内社一寧樂時代に在つては、官社に悉く官幣を供する制であつたが、その實行容易でなかつたから、延暦十七年以降畿内の官社は皆官幣とし、諸道の官社は、特に社歴の優秀なるものゝ外、國幣に委ねられることになつた。官幣は神祇官よりし、國幣は國司代つて奉るのである。是に於いて官社三千三百三十一座の中、官幣七百三十七社、國幣二千三百九十五社となつた。その名稱は延喜式神名帳に載せられるから、世に之を延喜式内社とも單に式内社ともいふた。而して加賀・能登二國の式内國幣社は左の如くである。

- 加賀國卅二座 並小
- 江沼郡十一座 並小
- 篠原神社 刀何理神社
- 御木神社 宮村岨部神社
- 服部神社 菅生石部神社

忌浪神社 日置神社  
出水神社 氣多御子神社  
潮津神社

能美郡八座 並小  
狹野神社 多太神社  
石部神社 洋上神社  
幡生神社 菟橋神社  
多伎奈彌神社 熊田神社

石川郡十座 並小  
白山比咩神社 本村井神社  
額東神社 額西神社  
御馬神社 佐奇神社  
楡本神社 笠間神社  
味知神社 神田神社

加賀郡十三座 並小  
小濱神社 野間神社  
三輪神社 賀茂神社  
神田神社 下野間神社  
郡家神社 須岐神社  
野蛟神社 波自加彌神社  
大野湊神社 野蛟神社  
笠野神社

能登國卅三座 大一座、小卅二座  
羽咋郡十四座 大一座、小十三座  
相見神社 志乎神社  
氣多神社 社名神代神社  
羽咋神社 瀬戸比古神社  
手速比咩神社 椎葉園比咩神社  
奈豆美比咩神社 諸岡比古神社  
百沼比古神社 久麻加夫都阿良  
藤津比古神社 加志比古神社  
能登郡十七座 並小 大穴持俣石神社

- 能登比咩神社 藤原比古神社

菅忍比咩神社 加夫刀比古神社  
天日陰比咩神社 鳥屋比古神社  
荒石比古神社 久氏比古神社  
能登生國玉比古神社 白比古神社  
伊須流支比古神社 餘喜比古神社  
阿良加志比古神社 久志伊太伎比古神社  
伊夜比古神社 御門主比古神社  
宿那彦神像石神社

鳳至郡九座 並小  
石瀨比古神社  
石倉比古神社  
美麻奈比咩神社  
神日伊豆伎比古神社 美麻奈比咩神社  
神日伊豆伎比古神社 奥津比咩神社  
邊津比咩神社

珠洲郡三座 並小  
須須神社 古麻志比古神社  
加志波良比古神社

(二) 式社號の爭奪—神名帳記載の形式は、社號を國郡に分かつて列記し、その大小を附載したに過ぎぬから、社地・祭神共に之を知ることを得ぬ。従つて今の何れの社を當つべきかを判斷すること極めて困難である。之に加ふるに後世京都の吉田家が、神祇長上として宗源官旨を發し、或は神位を進め、或は神職に叙位叙爵を行ふに及び、神社が式内たる否とは、大に神職の損益に關すること重大であつたから、社號の紛議を生ずること多く、時に金穀を受理してその主張を枉屈し、時に期間を限り官社に奉仕する權利を得て叙位叙爵を得る等の弊害百出し、益眞實を甄別し得ぬに至つた。

(三) 能登の社號—能登の式内社號を見ると、他の諸國のそれに比して全然趣を異にするものがある。この點に就いては伴信友も夙に注意したが、何等の研究をもしなかつた。蓋し羽咋郡の大穴持俣石神社、能登郡の宿那彦神像石神社、久志伊奈太伎比咩神社(伎字衍)能登生國玉比古神社の如きは、社號によつて祭神を推知し得るも、他の多數に在つては頗る特異なる種類に屬する。試みに之を擧げんに、羽咋郡の瀬戸比古神社・手速比咩神社・椎葉園比咩神社・奈豆美比咩神社・諸岡比古神社・百沼比古神社・久麻加夫都阿良加志比古神社・藤津比古神社、能登郡の能登比咩神社・藤原比古神社・菅忍比咩神社・加夫刀比古神社・天日陰比咩神社・鳥屋比古神社・久氏比古神社・白比古神社・伊須流支比古神社・餘喜比古神社・阿良加志比古神社・伊夜比咩神社・御門主比古神社、鳳至郡の鳳至比古神社・石瀨比古神社・神杉伊豆牟比咩神社・石倉比古神社・美麻奈比古神社・美麻奈比咩神社・神日伊豆伎比古神社・奥津比咩神社・邊津比咩神社、珠洲郡の古麻志比古神社・加志波良比古神社があり、是等は凡べてその命名の類似したるのみならず、一も神典に神名の見えぬものゝみである。吾人はこの事實を以て、神名帳登錄の際、國衙の官人が社號を整理統一した結果に歸したい。されば諸岡比古・鳥屋比古・餘喜比古・加夫刀比古の如く、地方土豪の祖神と思はれるあり、手速比咩・天日陰比咩の如く、それ自身神名なるらしきあつて、本來の種類のは異なるに拘らず、同一形式の神名を附したのではなからうか。若しそれ美麻奈比古・美麻奈比咩・白比古・古麻志比古に至つては、任那・新羅・高麗人にして此の土に漂着したものが、我が國風に從つてその祖神を齋祀したも